別表第８（第15条関係）

第１　費用算定方式

費用区分	算定方式
減価償却費	（（投資額－最低残存価額）÷法定耐用年数）×法定耐用年数＋除去損）÷経済的耐用年数 土地は、減価償却しない。除去損＝最低残存価額とする。
通信設備使用料	⑴　伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 ⑵　都道府県区域間伝送路に係るもの 都道府県区域間伝送路の最繁時帯域（メタルＩＰ電話に係るものに限る。）×都道府県区域間伝送路設備帯域当たり単価
固定資産税	定率法正味固定資産価額×固定資産税率 定率法正味固定資産価額は、別表第６に定める算出式により算定する。
施設保全費	⑴　加入系線路に係るもの 設備延長km×１km当たりの施設保全費＋加入者数×１加入者当たり施設保全費 ⑵　中継系架空光ケーブル、中継系地下光ケーブル、海底光ケーブル、電線共同溝、自治体管路、監視設備（市外線路）及び監視設備（市内線路）に係るもの 設備延長km×１km当たりの施設保全費 ⑶　管路、中口径管路、共同溝及びとう道に係るもの 設備亘長km×１km当たりの施設保全費 ⑷　公衆電話機に係るもの 公衆電話機台数×１台当たりの施設保全費 ⑸　上記以外のもの 投資額×施設保全費対投資額比率
道路占用料	⑴　電柱に係るもの 電柱本数×電柱１本当たり道路占用料 ⑵　管路、中口径管路及びとう道に係るもの 設備亘長km×１km当たり道路占用料 ⑶　電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスに係るもの 設備延長km×１km当たり道路占用料 ⑷　き線点遠隔収容装置に係るもの き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置１ユニット当たり道路占用料 ⑸　公衆電話機に係るもの 公衆電話機台数×公衆電話機１台当たり道路占用料
撤去費用	投資額×撤去費用対投資額比率
試験研究費	直接費×対直接費比率 直接費＝減価償却費＋通信設備使用料＋固定資産税＋施設保全費＋道路占用料＋撤去費用
管理共通費	（施設保全費＋試験研究費）×管理共通費比率
緊急通報用専用線	Σ｛緊急通報用専用線回線数（距離帯別）×音声伝送専用線月額基本回線料（距離帯別）×１２｝×一般専用収支率×端末回線コスト低減率×第一号基礎的電気通信役務対象通信比率